

2023年12月号

(2023年12月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：[info@senshu-sr.com](mailto:info@senshu-sr.com)

HP：<https://senshu-sr.com>

# 泉州経営協会 静社労士事務所便り

## 2023年の主な法改正や動向の振り返り

令和5年も残りわずかとなりました。この前令和になったばかりな気がしますが、もう5年も経つのだと感じます。さて、今回は、今年の主な法改正や動向を振り返ります。気になるものがあれば、過去の事務所便りをご参照頂けますと幸いです。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

## ◆2023年の主な法改正や動向の振り返り

施行等の年月	内容	事務所便り紹介月
2023年3月	通勤手当の確認（鉄道各社の運賃改定）	2023年3月号
2023年3月	健康保険料率の変更	2023年3月号
2023年4月	雇用保険料率の変更	2023年3月号
2023年4月	中小企業でも月60時間超の時間外労働の割増賃金が50%に引上	2023年1月号、2月号
2023年4月	賃金のデジタル払いが可能に	2023年1月号
2023年4月	育児休業取得状況の公表義務化（従業員1,000人超の企業が対象）	2023年1月号
2023年4月	出産育児一時金の支給額引上	2023年1月号
2023年5月	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行	2023年5月号
2023年10月	最低賃金の改定	2023年9月号
2023年10月	年収の壁への対応	2023年10月号
2024年4月	トラック運転者の時間外労働や拘束時間等について	2023年4月号
2024年4月	労働条件明示ルールや裁量労働制の見直し	2023年7月号
2024年10月	社会保険適用拡大	2023年6月号
—	特集：代休と代替休暇の違い	2023年2月号、3月号
—	特集：在留資格「特定技能2号」の拡大	2023年8月号
—	特集：年次有給休暇取得率の推移	2023年11月号

- 3月：通勤手当の確認 首都圏の鉄道会社の多くは、3/18に運賃改定を行いました。改定時期は異なりますが、全国的に運賃改定を行っているようですので、**年末調整で提出された扶養控除申告書等で住所を確認し、通勤手当に変更ないか確認**しましょう。
- 3月：健康保険料率の変更 保険料率は都道府県毎に異なりますが、全国平均10%で維持されました。
- 4月：雇用保険料率の変更 保険料率が上がりました。一般事業は、13.5/1000 ⇒ 15.5/1000
- 4月：中小企業でも月60時間超の時間外労働の割増賃金が50%に引上 **左記の割増賃金25% ⇒ 50%**
- 4月：賃金のデジタル払いが可能に
- 4月：育児休業取得状況の公表義務化 従業員1,000人超の企業が対象ですが、中小企業も公表義務化になるかもしれません。特に**男性の育休取得実績は採用でもプラス**になりますので取得環境の整備を強化しましょう。
- 4月：出産育児一時金の支給額引上 一児につき42万円 ⇒ 50万円  
産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、一児につき40.8万円 ⇒ 48.8万円

- **5月：新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行** 5/8に移行され、マスクの着用は個人の判断に委ねること、手洗い等の手指衛生や喚起は、政府として一律に求めることはしないなどコロナ対応の考え方が示されました。
- **10月：最低賃金の改定** 全国平均は**昨年比43円増の時給1,004円**になりました。また、首相は**2030年代半ばまでに全国平均1,500円**を目指すと表明しました。実現すれば**毎年50円ずつ増加**していくことになります。
- **10月：年収の壁への対応** パートやアルバイトは年収が一定額を超えると扶養から外れることで、税金や社会保険料負担が発生する結果、手取額が減ります。そのため、扶養範囲内になるよう就業調整を行うケースが多いです。今回、会社としての取組や一時的事情の場合など、一定条件においての対応が発表されました。
- **2024年4月：トラック運転者の時間外労働や拘束時間等について 時間外労働の上限規制猶予の終了や拘束時間などの改善基準告示の改正**により、働き方が大きく変わります。どのように変わるのかは、現行と改正を比較表でまとめております4月号の事務所便りをご参考ください。
- **2024年4月：労働条件明示ルールや裁量労働制の見直し** 労働条件明示のルールでは、**有期契約労働者について更新上限の有無や通算契約期間または更新回数の上限を明示**することなどが新たに必要になります。また、**裁量労働制を継続導入する事業場では、2024年3月末までに労働基準監督署に労使協定等の届出**を行う必要があります。
- **2024年10月：社会保険適用拡大 従業員50人超えの企業**（人数は厚生年金保険の被保険者数であって、短時間労働者を含まない）は、**短時間労働者が社会保険加入対象**となります（短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上、所定内賃金が月額8.8万円以上、その他要件の全てを満たすもの）。なお、6月号の事務所便りのとおり、**国の方向性としては、全労働者が社会保険加入で議論**が進んでおります。
- **特集：代休と代替休暇の違い** 似ている言葉ですが、**両者の制度は全く異なります**。「代休」とは、休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとする制度であるのに対し、「代替休暇」とは、月60時間超の時間外労働の割増賃金が50%に引上になった引上部分について、割増賃金に代えて有給の休暇を付与する制度です。**雇用契約書では、「代替休暇」有に○を見かけることが多いのですが、「代休」と間違えていないか改めてご確認ください**。
- **特集：在留資格「特定技能2号」の拡大** 特定技能2号の対象分野が2分野（製造、造船・船用工業）から11分野に適用拡大しました。人で不足の解消や生産性向上の寄与に期待されます。
- **特集：年次有給休暇取得率の推移** 直近の取得率は、**昭和59年以降最高の62.1%**になりました。2019年4月から、年次有給休暇が10日以上された人は、付与日から1年以内に5日時季を指定して取得することになりましたので、取得率の促進につながったようです。年次有給休暇には関心が高い企業様が多く、いくつかご質問いただきましたのでご紹介いたします。

Q1：取得率62.1%はどやって求められていますか？

A1：平均付与日数（繰越分除く）17.6日に対する、平均取得日数（年間実取得数）10.9日で求められています。

Q2：業界によって取得率の差はどのくらいありますか？

A2：取得率を産業別にみると、複合サービス事業が74.8%と最も高く、宿泊業・飲食サービス業が49.1%と最も低いです。製造業65.8%、卸売業・小売業55.5%、情報通信業63.5%、運輸業・郵便業59.1%です。

#### ◆今年の事務所便りの振り返り

今年は、時間外労働60時間超えの割増賃金率の引上、最低賃金額の増加など人件費が上昇する厳しい面もありましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことにより、ここ数年自粛せざるを得なかった経済活動の幅を広げることができた年だったと思います。

今年も多くのご質問をいただきありがとうございました。特に、社会保険適用拡大、年収の壁、年次有給休暇の取得率の推移では、皆様の関心が高いことに驚きました。来年も皆様に読まれるような事務所便りにしていきたいと思っております。

今年1月に代表交代し、無事この1年を終えることができそうです。みなさまに日々支えられていますこと心から感謝申し上げます。今後も社労士として日々精進してまいりますので、来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。